

1-40 地域自立・活性化総合支援制度等（国土交通省）：【B1205】

1-40-1 地域自立・活性化交付金

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

生産・物流機能の強化、観光の活性化、都市・農村交流の促進等、拠点となる施設で行われる広域的な人の往来や物資の流通を通じた地域の活性化を図る上で、必要となる基盤整備等を支援します。

② 支援措置の内容

都道府県が作成した広域的な地域活性化基盤整備計画に基づき、都道府県が実施する事業の費用に充当するために本交付金を交付します。

都道府県が次の対象事業を行う場合であって、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、交付金の交付の判断にあたって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも交付金の交付が行われることを確約するものではありません。

【対象事業】

基幹事業

－道路、鉄道、空港、港湾

－公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理事業、市街地再開発事業（拠点施設の整備が行われる場合に限る）

提案事業

－基幹事業と一体のものとして実施される都道府県の提案による調査、ソフト事業等

- ・ 計画に基づく複数の事業に対して交付金を一括して交付します（交付率約45%）。
- ・ 計画に記載された対象事業への国費の充当は自由になります。
- ・ 年度途中の事業間の国費の融通に係る変更手続きが不要です。
- ・ 交付金を交付する期間は概ね3～5年程度です。

③ 支援措置に係る必要な手続

交付金の交付を受けようとする都道府県は、広域的な地域活性化に関する目標と目標を実現するために必要となる公共施設の整備事業等を記載した広域的な地域活性化基盤計画を作成し、国土交通大臣に提出します。

国土交通省は、交付金の交付が適切と判断した場合は予算の範囲内で交付金を交付します。

詳細は、国土交通省国土計画局調整課までお問い合わせください。

- ④ 認定申請にあたって必要な書類
特になし。
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項
特になし。
- ⑥ 当該措置を活用できる時期について
詳細は、国土交通省国土計画局調整課までお問い合わせください。

○措置の区分：法律、省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

(1) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第5条、第19条

(2) 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則

○支援措置に係る現行規定の概要： なし

1-40-2 地域自立・活性化事業推進費

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

都道府県が作成した広域的地域活性化基盤整備計画と関連する国等による基盤整備事業等（公共事業関係費に係る事業）を推進します。

② 支援措置の内容

本推進費は、移替や繰入により年度途中に必要なに応じた機動的な予算措置を行う「目未定経費」です。

国庫補助率等は配分先の既存制度に従います。そのため、既存制度の国費分は本推進費で、地方負担分は地方公共団体が負担することになります。

認定地域再生計画に位置付けられたものについては、本推進費の配分にあたって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、本推進費の配分に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも配分が行われることを確約するものではありません。

③ 支援措置に係る必要な手続

本推進費の配分を受けようとする事業主体は、国土交通省が定める時期に、事業所管府省を通じて国土交通省に要求書を提出します。

その後、国土交通省が財務省と協議し、承認を得た上で配分を行います。

詳細については、国土交通省国土計画局調整課までお問い合わせください。

④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項
特になし。

⑥ 当該措置を活用できる時期について
詳細は、国土交通省国土計画局調整課までお問い合わせください。

○措置の区分：運用

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等： なし

○支援措置に係る現行規定の概要： なし

1-40-3 地域自立・活性化支援出資業務

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

生産・物流機能の強化、観光の活性化、都市・農村交流の促進等の拠点施設の整備事業計画に関して、国土交通大臣の認定を受けた民間事業者に対し、民間都市開発推進機構（以下 民都機構）が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援します。

② 支援措置の内容

以下の要件を満たす事業に対して、支援を行います。

認定地域再生計画に位置付けられたものについては、下記事業の支援にあたって一定程度配慮します。

なお、地域再生計画に認定された場合においても、支援に係る審査は厳正に行われ、必ずしも支援措置が受けられることを確約するものではありません。

【事業要件】

対象事業…広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づく国土交通大臣の認定を受けた民間拠点施設整備事業

対象区域…都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域内

事業規模…事業区域面積が原則 0.5ha 以上

【支援措置】

- ・ 支援の方法 出資又は信託受益権の取得
- ・ 支援要件 概ね 10 年以内に配当等を行うことが見込まれること
- ・ 出資等の限度額 以下の額のうち最も少ない額
資本額の 50%

総事業費の 50%

公共施設等（道路、広場、駐車場、アトリウム、避難施設、消防施設等）整備費

③ 支援措置に係る必要な手続

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づく国土交通大臣の認定に関しては国土交通省へ、出資等の申込等に関しては民都機構へご相談ください。

④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし。

⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

特になし。

⑥ 当該措置を活用できる時期について

詳細は、国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課または港湾局振興課までお問い合わせください。

○措置の区分：法律、政令、省令

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

（1）広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 第5条、第7条、第15条

（2）広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令

（3）広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則

○支援措置に係る現行規定の概要：なし